

三原燃第22-0521号

三菱原子燃料株式会社と  
MHI原子燃料株式会社との  
吸収分割認可申請書

2023年1月10日

三菱原子燃料株式会社  
MHI原子燃料株式会社

三原燃第22-0521号

2023年1月10日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
MH I 原子燃料株式会社  
代表取締役社長 大和矢 秀成

三菱原子燃料株式会社とMH I 原子燃料株式会社との  
吸収分割の認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十八条第一項の規定に基づき  
三菱原子燃料株式会社を吸収分割（加工の事業の全部をMH I 原子燃料株式会社に承継）  
する認可を申請します。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 三菱原子燃料株式会社  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

名 称 MH I 原子燃料株式会社  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

2. 加工の事業に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 (承継前) 三菱原子燃料株式会社  
(承継後) MH I 原子燃料株式会社  
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

3. 分割により加工の事業の全部を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 MH I 原子燃料株式会社  
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

4. 分割の方法及び条件

吸收分割であり、三菱原子燃料株式会社が吸收分割会社で、MH I 原子燃料株式会社が吸收分割承継会社である。なお、MH I 原子燃料株式会社は本吸收分割を行う為に新たに設立した準備会社であり、以下の点を吸收分割後の条件として加工事業に関する一切（設計及び工事計画認可、保安規定、輸送物設計承認、容器承認を含む）を三菱原子燃料株式会社より承継を行う。

- (1) 加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること
- (2) 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること
- (3) 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること

MH I 原子燃料株式会社がこれらの条件を満たしていることについては、技術的能力及び経理的基礎は別添 1 に、品質管理体制は後述の 7 項に示す。

5. 分割の理由

加工事業会社の財務基盤を健全化すると共に、三菱原子燃料株式会社の燃料設計及び営業機能を親会社である三菱重工業株式会社に移管し、加工事業に特化したスリムな体制を MH I 原子燃料株式会社にて構築することで、加工事業会社として安定的な収益を確保し、継続的な安全対策への取組みを強化するため。

6. 分割の時期

2023 年 3 月 15 日

7. 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

三菱原子燃料株式会社が有する加工事業に係る組織、人員、工場及び設備一式を MH I 原子燃料株式会社に承継し、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を維持・確保する。加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を別添 2 に示す。なお、三菱原子燃料株式会社が届け出た「保安のための業務に係

る品質管理に必要な体制の整備に関する届出(三原燃第 20-122 号 令和 2 年 5 月 29 日)」  
から内容の変更はなく、冒頭の「イ. 目的」に示す社名を MHI 原子燃料株式会社とした  
ものである。

以 上

## 別添 1

### 1. 加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること

#### (1) 組織

吸收分割後の保安体制/組織は、添付書類七の通りである。

MH I 原子燃料株式会社の保安体制や組織は、吸收分割前と同じである。本加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守は、社長がトップマネジメントとしての責任と権限を有し、保安を総括する管理総括者の下で、必要な体制を構築すると共に、保安活動を審議する安全衛生委員会を設置する。

#### (2) 技術者の確保

吸收分割後のMH I 原子燃料株式会社における技術者の総数は、吸收分割を予定する令和 5 年 3 月 15 日時点で 119 名となる見通しである。これら技術者の専攻の内訳は、原子力、化学、金属、機械、電気等であり、事業の遂行に必要な分野を網羅している。

#### 加工施設関連の技術者数

(単位：人)

専門	原子力	化学	金属	機械	電気	その他	合計
技術者数	30	16	10	37	21	5	119

吸收分割後のMH I 原子燃料株式会社における原子力関連国家資格有資格者数は、吸收分割を予定する令和 5 年 3 月 15 日時点で核燃料取扱主任者は 10 人、第 1 種放射線取扱主任者は 14 人となる見通しである。また、今後とも加工事業の遂行に必要な要員を維持するため、必要な技術者を定期採用等により確保すると共に、有資格者を継続的に確保する為、教育、訓練、講習等の必要な支援を行う。

なお、技術者数及び有資格者数については、事業許可(平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可)に示す数から減少しているが、保安に係る技術者及び有資格者の数は十分に確保している。

#### (3) 承継後の事業者が持つ技術的経験について

三菱原子燃料株式会社は、昭和 47 年より再転換加工及び成形・組立加工を行う加工事業の許可を受け、加工事業の基礎である加圧水型原子力発電所用の燃料集合体を製造するための加工施設の設計及び建設並びに運転及び保守の業務を長年に渡り実施し、種々の技術的経験を得ている。これに加えて、平成 25 年に施工された新規制基準に適合すべく、各種安全対策に関する設計、工事、検査を行い、令和 4 年 8 月に使用前検査合格証及び使用前確認証を取得している。

吸収分割後のMHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の加工事業に関する業務、人員等を承継し、教育訓練を従前のように実施する。したがって、吸収分割後のMHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社が有する技術的能力をそのまま承継することから、加工事業を適確に遂行するに足りる技術的能力を有している。

(4) 品質保証活動

MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社と同じように設計及び工事並びに運転及び保守の業務における品質保証活動を実施する。添付書類七に示す通り、保安品質保証計画を定め、安全文化の醸成活動を含む品質保証活動を実施する仕組み及び役割を明確化した体制となる品質マネジメントシステムを構築する。

(5) 技術者に対する教育・訓練

MHI原子燃料株式会社は、設計及び工事並びに運転及び保守を行う技術者に対する教育・訓練を三菱原子燃料株式会社と同じように実施するため、技術者の技術的能力を維持・確保している。

MHI原子燃料株式会社は、設計及び工事並びに運転及び保守を行う技術者に対して、教育訓練計画を定め、担当する職務の遂行に必要となる知識、技術・技能の習得、維持及び向上を図るための教育・訓練を毎年度実施する。これまでのウラン加工事業を通じて培われた技術的能力を継承するため、経験を有する者による教育や実地訓練を行うとともに、技術者が担当する職務の遂行に必要となる技能を明確にし、適切な力量を有していることを定期的に評価する。

(6) 有資格者等の選任・配置

MHI原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社と同じように有資格者等の選任・配置するため、有資格者等はその職務を適切に遂行できる。

MHI原子燃料株式会社は、保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代理人(以下「核燃料取扱主任者等」という。)は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。さらに、核燃料取扱主任者等は、核燃料物質の取扱いに関して保安のために必要な指示等の職務が適切に遂行できるよう、核燃料取扱主任者の配置は、添付書類七の図1のとおり設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。

(7) 重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力

MHI原子燃料株式会社は、重大事故の発生を防止するため、三菱原子燃料株式会社が加工施設における核燃料物質の種類等の特徴を考慮して整備した手順等を全部継承し、

それに基づき、的確かつ柔軟に対処するための手順書の整備及び訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体制について、適切に整備する。また、大規模損壊発生時において大規模な火災が発生した場合における消火活動を行うための体制等を整備する。

2. 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること

MHI原子燃料株式会社は、加工事業会社の財務基盤を健全化すると共に、加工事業に特化したスリムな体制を構築することで加工事業会社として安定的な収益が確保されるため、経理的基盤がある。承継後の加工の事業の資金計画及び事業の収支見積りを添付書類六に示す。

## 別添 2

### 「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」

#### I 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項

##### イ. 目的

MHI 原子燃料株式会社(以下「当社」という。)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。

##### ロ. 定義

用語の定義は、「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。

##### ハ. 適用範囲

以下の保安品質マネジメントシステムは、当社の加工施設における保安活動に適用する。

#### ニ. 保安品質マネジメントシステム

##### (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項

- (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。
- (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。
  - a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
  - b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
  - c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- (3) 保安に係る組織は、自らの加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。
- (4) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。
  - a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。
  - b) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。
  - c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示

す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものと除く。)を含む。

- d)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)。
  - e)プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
  - f)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。
  - g)プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
  - h)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- (5)保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。
- a)原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - b)風通しの良い組織文化が形成されている。
  - c)要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - d)全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
  - e)要員が、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
  - f)原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - g)安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - h)原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
- (6)保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようとする。
- (7)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

#### (ロ)保安品質マネジメントシステムの文書化

保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

- a)保安品質方針及び保安品質目標
- b)保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質マニュアル」という。)

- c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（標準書を含む。）
- d) 手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

#### (ハ) 保安品質マニュアル

社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、維持させる。

- a) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- c) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
- d) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- e) プロセスの相互の関係

### (二) 文書の管理

- (1) 保安に係る組織は、次の事項を含む標準書に基づき、保安品質マネジメント文書を管理する。
  - a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
  - b) 文書の組織外への流出等の防止
  - c) 保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
- (2) 保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた標準書を作成する。
  - a) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。
  - b) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。
  - c) 上記 a)、b) の審査及び b) の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
  - d) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。
  - e) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。
  - f) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようとする。
  - g) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。
  - h) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。

#### (ホ) 記録の管理

- (1) 保安に係る組織は、標準書に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度

に応じてこれを管理する。

(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた標準書を定める。

#### ホ. 経営責任者等の責任

##### (イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ

社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- a) 保安品質方針を設定する。
- b) 保安品質目標が設定されることを確実にする。
- c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。
- d) マネジメントレビュー会議を実施する。
- e) 資源が利用できる体制を確保する。
- f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。
- g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。
- h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。

##### (ロ) 原子力の安全の確保の重視

社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

##### (ハ) 保安品質方針

社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)を次に掲げる事項に適合させる。

- a) 組織の目的及び状況に対して適切である(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)。
- b) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。
- c) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。
- d) 要員に周知され、理解されている。
- e) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。

#### (二) 保安品質目標

(1) 社長は、保安に係る組織内のしかるべき部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項へ

の適合のために必要な目標を含む。)を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。

- ・実施事項
- ・必要な資源
- ・責任者
- ・実施事項の完了時期
- ・結果の評価方法

(2)社長は、保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させる。

#### (ホ)保安品質マネジメントシステムの計画

(1)社長は、保安品質マネジメントシステムが「ニ. (イ) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。

(2)社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

- a)保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持
- c)資源の利用可能性
- d)責任及び権限の割当て

#### (ヘ)責任及び権限

社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

#### (ト)保安品質マネジメントシステム管理責任者

社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。
- b)保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。
- c)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。
- d)関係法令を遵守する。

(チ)管理者

- (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。
- a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようになる。
  - b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。
  - c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。
  - d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。
  - e) 関係法令を遵守する。
- (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。
- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。
  - b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。
  - c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。
  - d) 常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。
  - e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。
- (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものも含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。

(リ)組織の内部の情報の伝達

社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。

(ヌ)マネジメントレビュー

社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。

(ル)マネジメントレビューに用いる情報

保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。

- a) 内部保安監査の結果
- b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)
- c) プロセスの運用状況
- d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果

- e) 保安品質目標の達成状況
- f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)
- g) 関係法令の遵守状況
- h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)
- i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- j) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- k) 部門又は要員からの改善のための提案
- l) 資源の妥当性
- m) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性

(ヲ) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置

- (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
  - a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
  - b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
  - c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
  - e) 関係法令の遵守に関する改善
- (2) 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講ずる。

ヘ. 資源の管理

(イ) 資源の確保

保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を標準書に定め、これを確保し、及び管理する。

- a) 要員
- b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系
- c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
- d) その他必要な資源

(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練

- (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成する

ために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。

(2)保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。

- a)要員にどのような力量が必要かを明確に定める。
- b)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。
- c) b)の措置の実効性を評価する。
- d)要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。
  - ① 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献
  - ② 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
  - ③ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
- e)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

#### ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

##### (イ)個別業務に必要なプロセスの計画

(1)保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。

(2)保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。

(3)保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。

- a)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
- b)機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
- c)機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源
- d)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)
- e)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

(4)保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。

##### (ロ)個別業務等要求事項として明確にすべき事項

保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として標準書に定める。

- a)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

b) 関係法令

c) 上記 a) 及び b) のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項

(ハ) 個別業務等要求事項の審査

(1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。

(2) 保安に係る組織は、上記(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。

a) 当該個別業務等要求事項が定められている。

b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。

c) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。

(3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

(二) 組織の外部の者との情報の伝達等

保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を標準書に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。

(ホ) 設計・開発計画

(1) 保安に係る組織は、設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。

(2) 保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度

b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限

d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源

(3) 保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。

(4) 保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

(ヘ) 設計・開発に用いる情報

(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

- a) 機能及び性能に係る要求事項
- b) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なものの
- c) 関係法令
- d) その他設計・開発に必要な要求事項

(2) 保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

(ト) 設計・開発の結果に係る情報

(1) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。

(2) 保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。

(3) 保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。

- a) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。
- b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供する。
- c) 合否判定基準を含む。
- d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。

(チ) 設計・開発レビュー

(1) 保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。

- a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。
- b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。

(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。

(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(リ) 設計・開発の検証

(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと

含む。)。

- (2) 保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員に(1)の検証をさせない。

#### (ヌ) 設計・開発の妥当性確認

- (1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)。
- (2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
- (3) 保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

#### (ル) 設計・開発の変更の管理

- (1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようになるとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
- (3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
- (4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

#### (ヲ) 調達プロセス

- (1) 保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。
- (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を標準書に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
- (3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
- (4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
- (5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記

録を作成し、これを管理する。

(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。

#### (ワ) 調達物品等要求事項

(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
- b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
- c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
- d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項
- e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- g) その他調達物品等に関し必要な要求事項

(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。

(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。

(4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

#### (カ) 調達物品等の検証

(1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

(2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

#### (ヨ) 個別業務の管理

保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。

- a) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。
- b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。
- c) 当該個別業務に見合う設備を使用している。

- d)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。
- e)チ. (二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。
- f)本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。

(タ)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認

- (1)保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
- (2)保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、
  - (1)の妥当性確認によって実証する。
- (3)保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
- (4)保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
  - a)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
  - b)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
  - c)妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)

(レ)識別管理

保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。

(ゾ)トレーサビリティの確保

保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

(ツ)組織の外部の者の物品

保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。

(ネ)調達物品の管理

保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。

(ナ)監視測定のための設備の管理

- (1)保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。
- (2)保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。

- (3) 保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
- a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。
  - b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。
  - c) 所要の調整がなされている。
  - d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。
  - e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。
- (4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
- (5) 保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。
- (6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
- (7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

#### チ. 評価及び改善

- (イ) 監視測定、分析、評価及び改善
- (1) 保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。
- (2) 保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。

(ロ) 組織の外部の者の意見

- (1) 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を標準書に定める。

(ハ) 内部保安監査

- (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部保安監査を実施する。
- a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
  - b) 実効性のある実施及び実効性の維持
- (2) 保安に係る組織は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

- (3)保安に係る組織は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画（以下「内部保安監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。
- (4)保安に係る組織は、内部保安監査を行う要員（以下「内部保安監査員」という。）の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
- (5)保安に係る組織は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。
- (6)保安に係る組織は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部保安監査に係る要求事項を標準書に定める。
- (7)保安に係る組織は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。
- (8)保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

## （二）プロセスの監視測定

- (1)保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。
- (2)保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、ニ. (イ) (4)c)に掲げる保安活動指標を用いる。
- (3)保安に係る組織は、(1)の監視測定の方法により、プロセスがホ. (ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト. (イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
- (4)保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。
- (5)保安に係る組織は、ホ. (ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト. (イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。

## （ホ）機器等の検査等

- (1)保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。

- (2) 保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。
- (3) 保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
- (4) 保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
- (5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。
- (6) (5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。

#### (ヘ) 不適合の管理

- (1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。
- (2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を標準書に定める。
- (3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
  - a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。
  - b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)。
  - c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。
  - d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起これ得る影響に応じて適切な措置を講ずる。
- (4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
- (5) 保安に係る組織は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。

#### (ト) データの分析及び評価

- (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を標準書に定め、収集し、及び分析する。
- (2) 保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る

情報を得る。

- a)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
- b)個別業務等要求事項への適合性
- c)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)
- d)調達物品等の供給者の供給能力

(チ)継続的な改善

保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。

(リ)是正処置等

(1)保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。

- a)是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。

- ①不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
- ②類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

- b)必要な是正処置を明確にし、実施する。

- c)講じた全てのは正処置の実効性の評価を行う。

- d)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

- e)必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。

- f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

- g)講じた全てのは正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2)保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。

(3)保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。

(ヌ)未然防止処置

(1)保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げる

ところにより、適切な未然防止処置を講ずる。

- a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。
- b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。
- c) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。
- d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。
- e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。

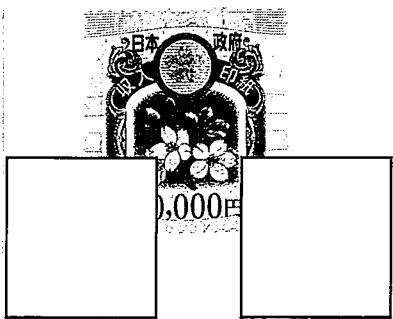
(2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。

## 添付書類

- 添付書類一 分割契約書の写し
- 添付書類二 定款、登記事項証明書、財務目録、貸借対照表及び損益計算書
- 添付書類三 事業概要に関する説明書
- 添付書類四 役員となるべき者の氏名及び履歴
- 添付書類五 法第十五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しない  
誓約書
- 添付書類六 加工の事業の資金計画及び事業の収支見積り
- 添付書類七 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整  
備に関する説明書

添付書類一

## 分割契約書の写し



## 吸收分割契約書

三菱原子燃料株式会社（以下「甲」という。）及びMHI 原子燃料株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む分割事業（第2条において定義される。）を乙に承継させるための吸收分割（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条 （当事会社及び会社分割の方法）

甲及び乙は、甲を吸收分割会社、乙を吸收分割承継会社とする吸收分割を行う。

- 2 本件分割に係る吸收分割会社である甲及び吸收分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

#### （甲） 吸收分割会社

商号：三菱原子燃料株式会社

住所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

#### （乙） 吸收分割承継会社

商号：MHI 原子燃料株式会社

住所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

### 第2条 （本件分割）

甲は、本契約の規定に従って、吸收分割の方法により、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の直前時（以下「基準時」という。）において甲が運営する、原子炉用核燃料及び関連製品の製造、調達（MOX 燃料、新燃料リサイクルプロジェクト及びFramatome SAS 又は Framatome Inc. 製造燃料・再転換・ウラン保管関連の調達機能を除く。）及び輸送に係る事業並びに倉庫業（これらに附帯する事業を含み、以下「分割事業」という。なお、疑義を避けるために付言すると、原子炉用核燃料及び関連製品の設計又は販売に係る事業は分割事業に含まない。）に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第3条 （乙が本件分割により承継する権利義務）

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、本契約添付別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。

### 第4条 （債務引受）

本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法による。

- 2 甲が、会社法第759条第2項の規定により甲及び乙の連帶債務となった債務が存在する場合の当該債務について履行その他の負担をしたときは、乙に対してその負担の全額に

について求償することができる。

第5条 (本件分割の対価の交付)

乙は、本件分割に際して、普通株式□株を発行し、効力発生日に甲に対して交付する。

第6条 本件分割による乙の資本金、資本準備金、利益準備金及びその他資本剩余金の増加額は、以下のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 □円
- (2) 増加する資本準備金の額 □円
- (3) 増加する利益準備金の額 □円
- (4) 増加するその他資本剩余金の額 会社計算規則第37条第1項第3号に基づき算出される株主資本等変動額から、前各号に定められた「増加する資本金の額」「増加する資本準備金の額」及び「増加する利益準備金の額」を控除した額

第7条 (効力発生日)

効力発生日は、2023年3月15日とする。ただし、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙にて協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第8条 (停止条件)

本件分割は、以下の各号に定める事項を条件としてその効力を生じるものとする。

- (1) 三菱重工業株式会社が、Framatome SAS の保有する甲の発行済株式の全てを取得したこと
- (2) 本件分割の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られたこと

第9条 (本件分割の承認手続)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第10条 (競業避止義務)

甲は、効力発生日以降、分割事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わず、日本国内及び国外において、分割事業と競合する事業を、自ら又はその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。）を通じて行うことができる。

第11条 (登記、登録等)

本件分割によって承継される権利義務に関する登記、登録、通知等の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、当該手続を行う当事者が負担する。ただし、当該権利義務

に関する公租公課及び保険料であって、効力発生日前後の両方に跨る期間を対象とするものについては、効力発生日の前日までを対象期間とする部分は甲が、効力発生日以後を対象期間とする部分は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担する。

第12条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日の前日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営状態に重大な変動を生じた場合その他本件分割の実行に重大な支障となるおそれのある事態が生じた場合には、甲及び乙は協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第13条 (本契約の効力)

本契約は、次の場合にその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに前条の規定に従い本契約が解除された場合
- (2) 効力発生日の前日までに第8条に規定する甲又は乙において必要な承認及び機関決定が行われない場合

第14条 (準拠法及び管轄合意)

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条 (協議解決)

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、決定する。

(以下余白)

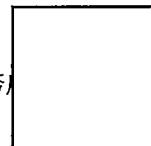
以上の合意の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

2022 年 12 月 1 日

甲 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

三菱原子燃料株式会社

代表取締役 大和矢 秀



乙 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

MHI 原子燃料株式会社

代表取締役 大和矢 秀



承継権利義務明細表

乙は、本契約により、基準時における、甲の分割事業に属する以下に記載する権利義務を、甲から承継する。なお、甲から乙に承継される資産及び負債の金額については、甲の2022年3月31日現在の甲単体の計算書類を基礎とし、これに基準時までの増減を加除した上で確定する。

## 1. 資産

分割事業に係る甲が所有若しくは保有する一切の資産（現預金を含む。）、又は、甲が主に分割事業の用に供する一切の資産。

--

なお、株式については第6

項の規定に従う。

## 2. 負債及び債務

分割事業に係る負債及び債務（偶発債務（隠れた債務、保証債務、製造物責任及び不法行為から生じる債務を含む。）を含む。）

--

## 3. 契約（労働契約を除く。）

分割事業に関する売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的財産関連契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。

--

## 4. 労働契約

分割事業に従事する全従業員（甲における採用内定者及び効力発生日に労務提供を開始する又は契約期間が更新される労働契約を締結している者を含む。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務並びに当該従業員の金融機関からの借入金について甲が当該金融機関に対して保証する契約及び当該契約に基づく保証債務。

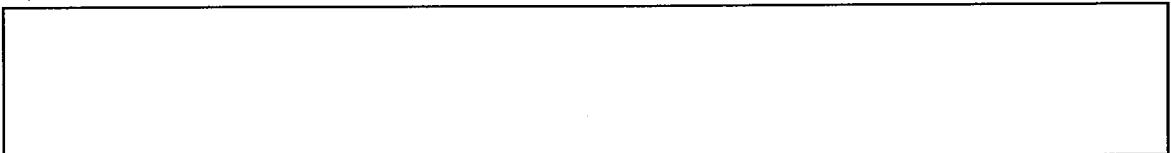
## 5. 許認可等

甲が分割事業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙へ

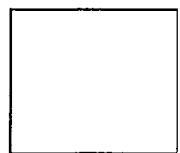
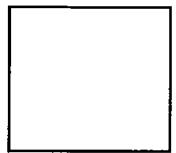
の承継が法令上可能なもの。

6. 株式

甲が保有している次に挙げる会社の株式。

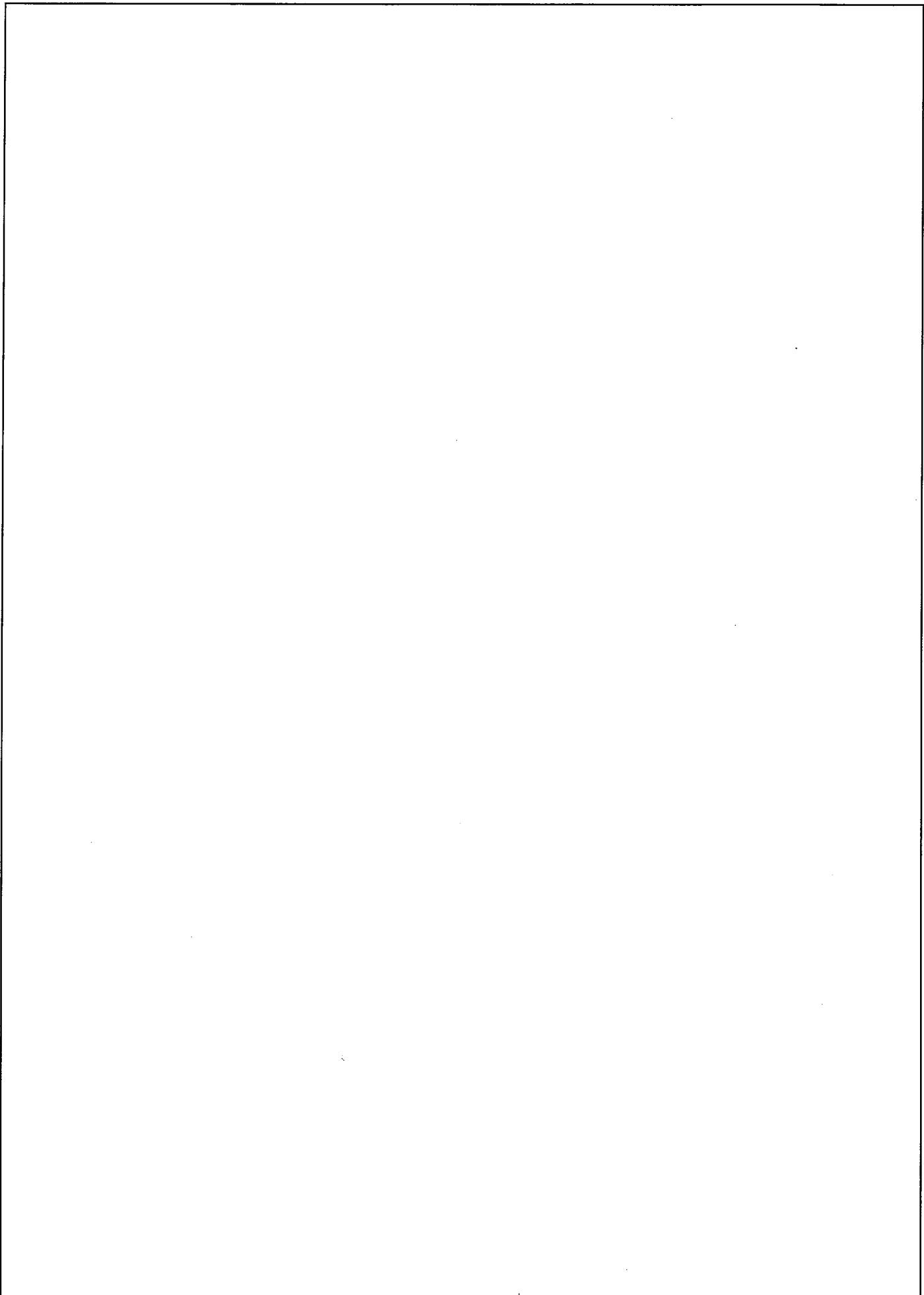


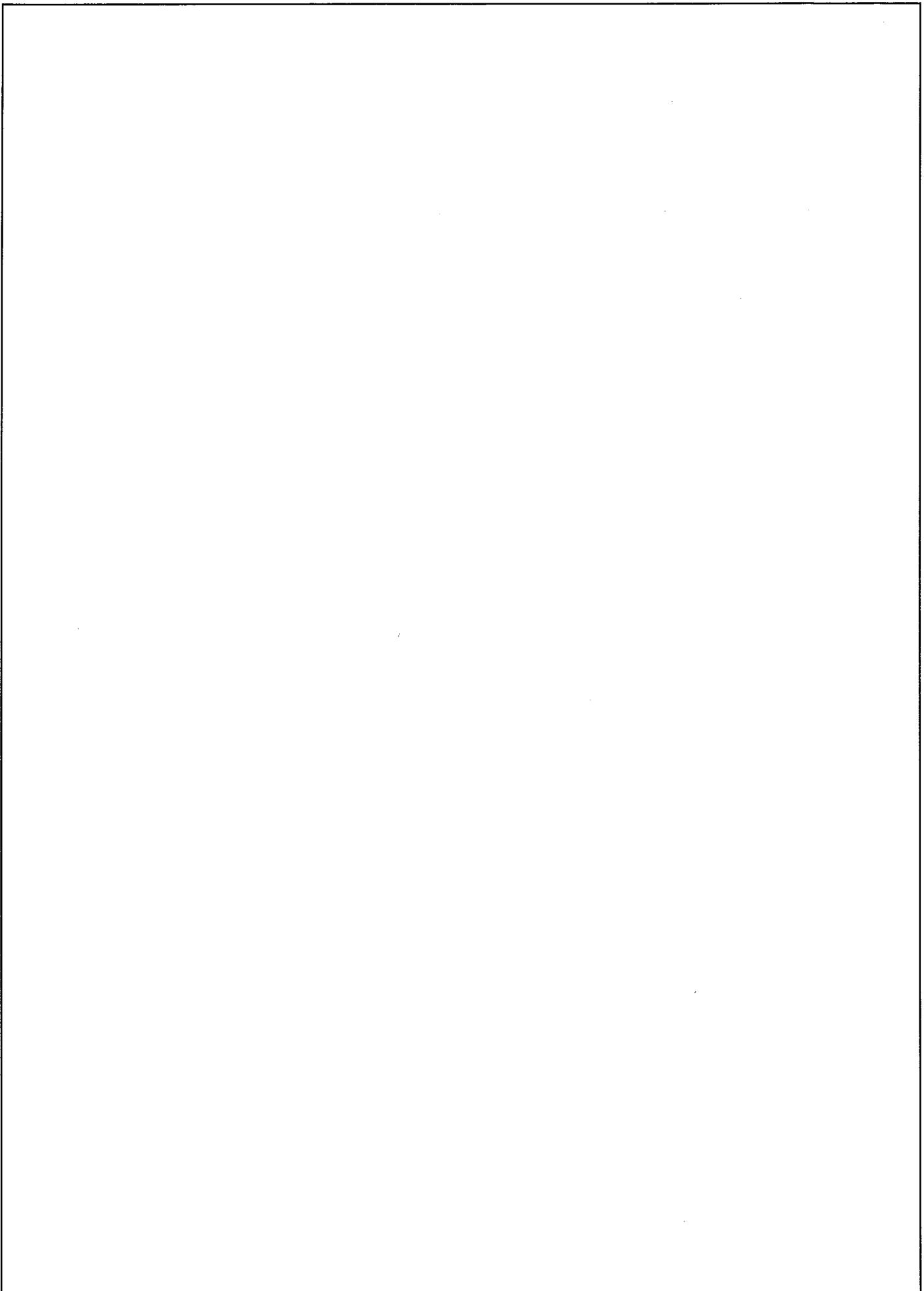
以 上

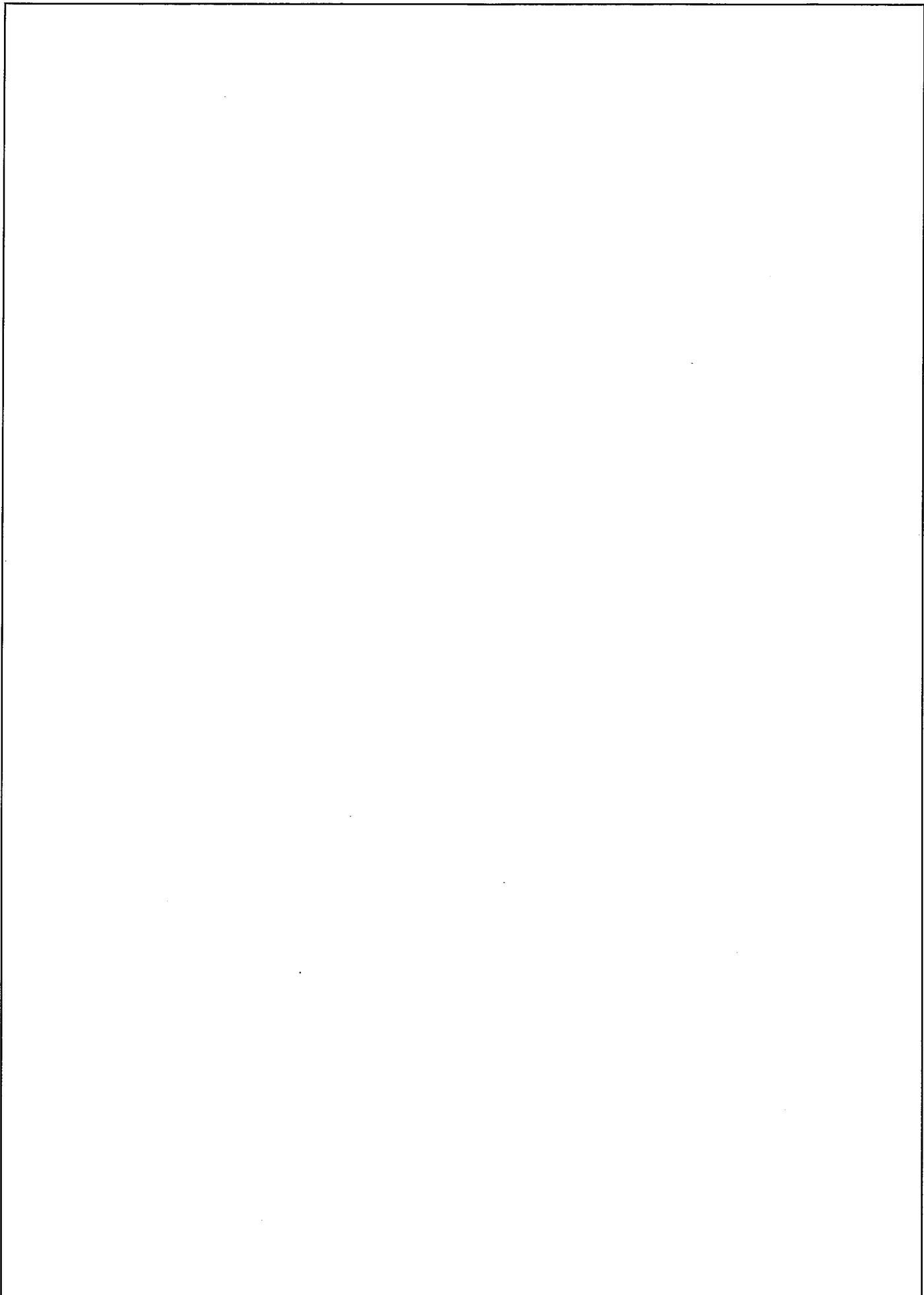


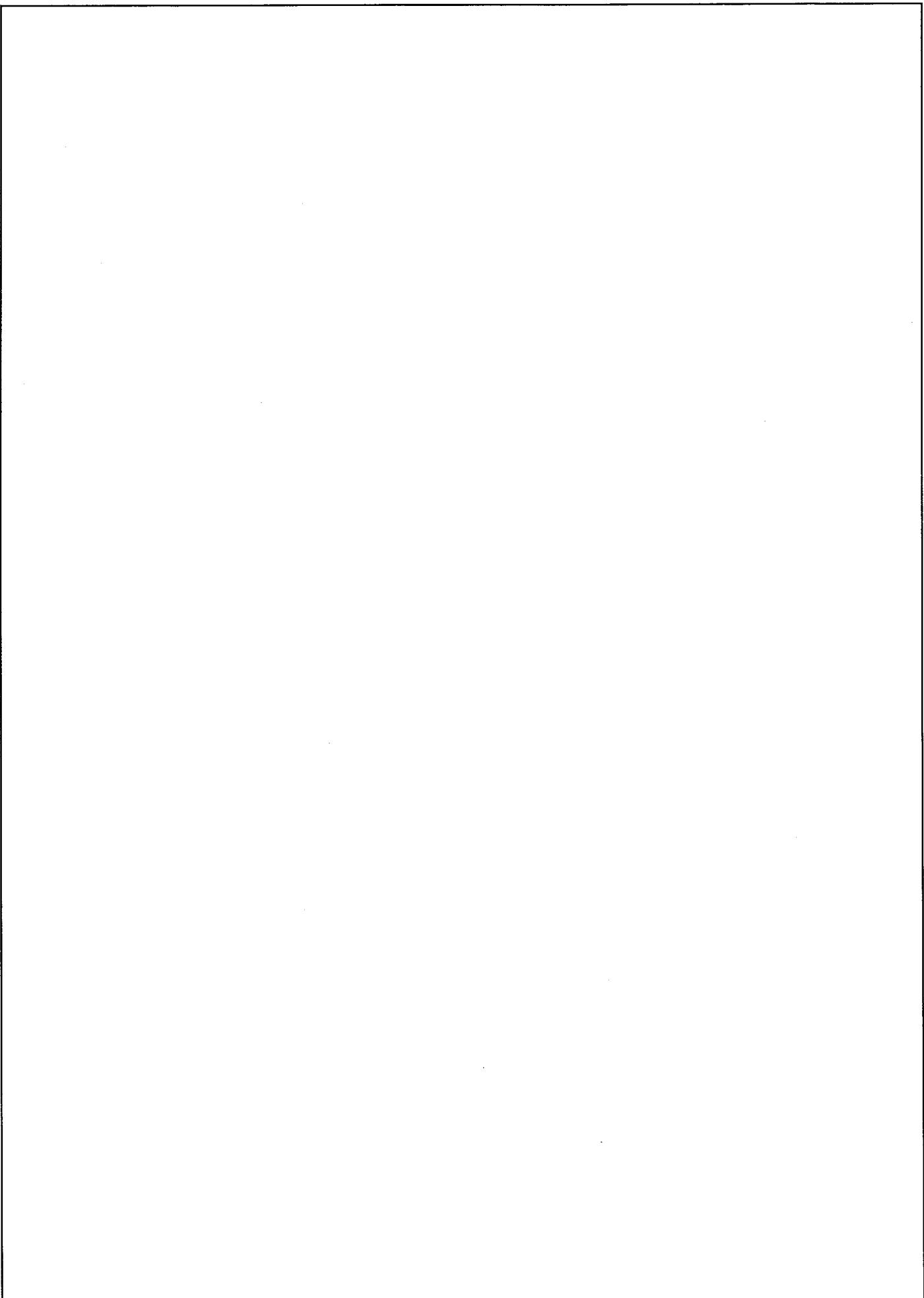
添付書類二

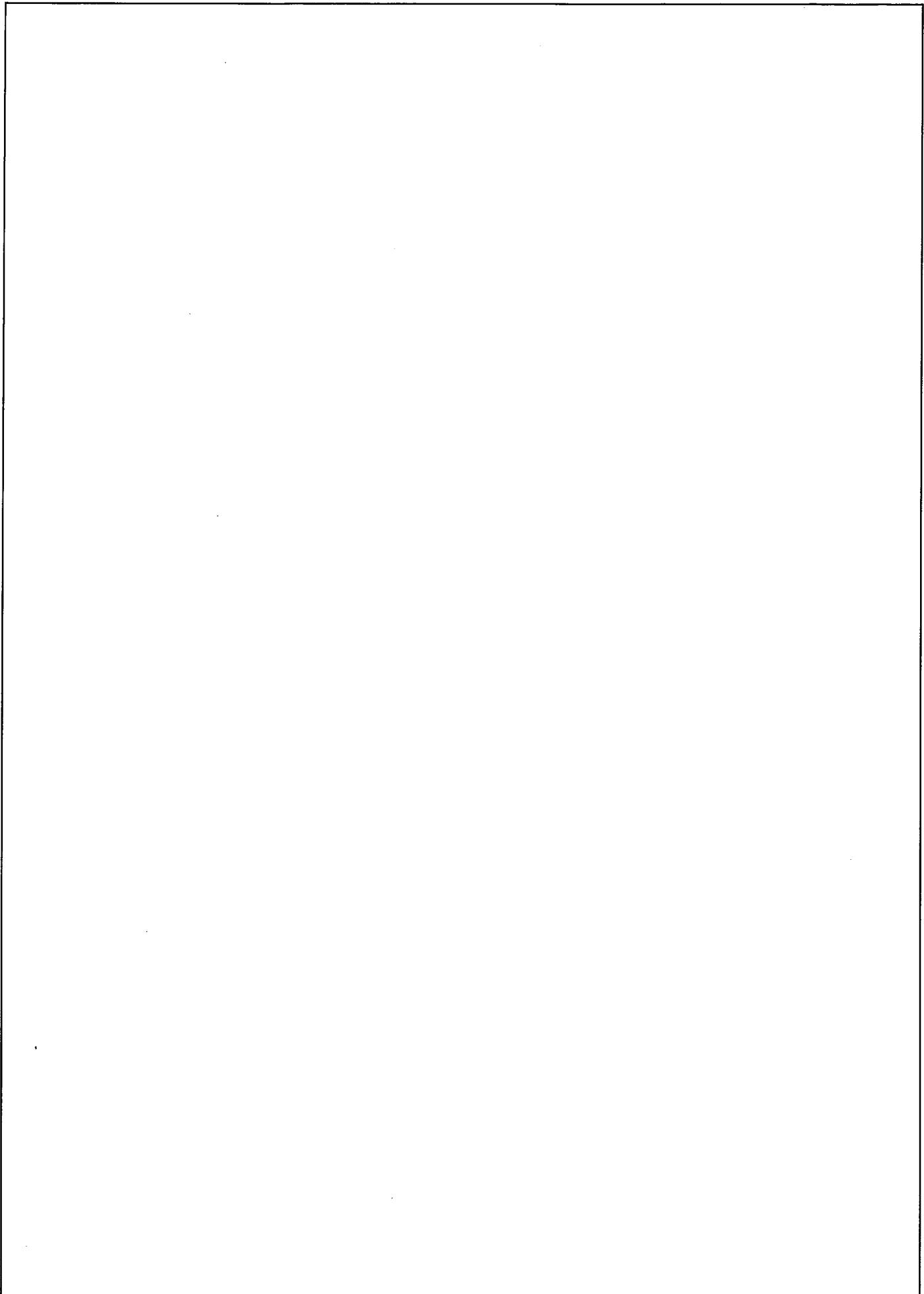
定款、登記事項証明書、財産目録、  
貸借対照表及び損益計算書













# 履歴事項全部証明書

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
MHI原子燃料株式会社

会社法人等番号	0500-01-052005
商 号	MHI原子燃料株式会社
本 店	茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和4年11月21日
目 的	(1) 原子炉用核燃料及び関連製品の製造、調達及び輸送 (2) 倉庫業 (3) 前各号に付帯する一切の役務
発行可能株式総数	1500株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1株
資本金の額	金1000万円
株式の譲渡制限に関する規定	株主または取得者は株主総会の事前承認を得ることなくしてその株式の全部又は一部を売却その他の方法により譲渡または取得してはならない。
役員に関する事項	取締役 大和矢秀成 取締役 富永康修
登記記録に関する事項	設立 令和4年11月21日登記

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
MHI原子燃料株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(水戸地方法務局管轄)

令和4年11月24日  
東京法務局  
登記官

小山田実

整理番号 ア999163

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

財産目録/貸借対照表/損益計算書/

貸 借 対 照 表

2022年11月21日現在  
(単位:百万円)

MHI原子燃料株式会社



(注)当年度設立会社のため、最終事業年度に関わる計算書類等(損益計算書)がなく、会社成立の日における貸借対照表のみ表示。財務目録は現預金のみのため同表ご参照。

添付書類三

## 事業概要に関する説明書

## MHI 原子燃料株式会社に関する事業概要

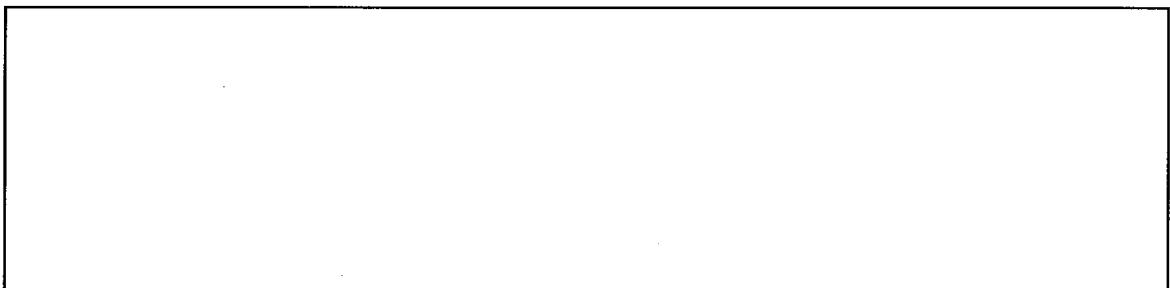
### 事業内容

- (1) 原子炉用核燃料及び関連製品の製造、調達及び輸送
- (2) 倉庫業
- (3) 前各号に付帯する一切の役務

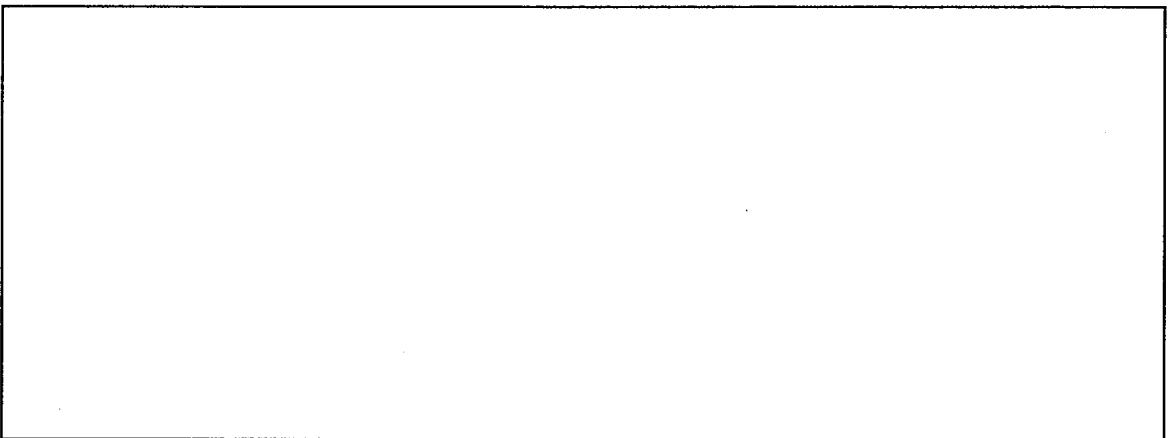
添付書類四

役員となるべき者の氏名及び履歴

大和矢秀成



富永康修



添付書類五

法第十五条第一号、第二号及び第四号の  
いずれにも該当しない誓約書

2023年1月10日

原子力規制委員会殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

MH I 原子燃料株式会社

代表取締役社長 大和矢 秀成

## 誓 約 書

MH I 原子燃料株式会社は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第十五条第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当しないことを誓約します。

添付書類六

## 加工の事業の資金計画及び事業の収支見積り

1. 分割に伴う加工の事業の開始予定時期

令和4年度

2. 分割に伴う加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定加工数量

(1) 製品の種類

加圧水型原子力発電所用燃料集合体及び原子炉用酸化ウラン粉末

(2) 予定加工規模

年度 種類	
燃料集合体 (ton - U)	
酸化ウラン粉末 (ton - U)	

(注) 令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画

令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMH I 原子燃料株式会社の計画

3. 分割に伴う工事に要する資金の額及びその調達計画

本申請は吸収分割の認可を申請するものであるため、工事は発生しないことから本項の該当は無い。

4. 分割に伴う加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(1) 資金計画

(単位：億円)

年度 項目		
繰 越 金		
收 支	営業収支	
	投資収支	
	財務収支※	
	収支計	
次年へ繰越		

※：令和4年度の財務収支には [ ] 円を含む。

令和5年度以降の財務収支には三菱重工グループ内の資金融通は含まない

(注)令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画

令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMH I 原子燃料株式会社の計画

(2) 事業の収支見積り

(単位：億円)

年度 項目		
売 上 高		
	総 原 価	
	純 利 益	

(注)令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画

令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMH I 原子燃料株式会社の計画

5. 分割に伴う加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工に要する核燃料物質の種類別の数量及びその取得計画

(1) 加工に要する核燃料物質の種類別の数量

種類	年度
濃縮度5%以下の濃縮 ウラン (ton - U)	

(注) 令和4年度は吸收分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画

令和5年度以降は吸收分割承継会社であるMH I 原子燃料株式会社の計画

(2) 取得計画

濃縮ウランの取得は電力会社等が行い、当社はこれを受託加工するものであるが、契約により、当社が濃縮ウランの希釀用等に天然ウラン、劣化ウラン及び一部の濃縮ウランを取得することがある。

添付書類七

加工施設の保安のための業務に係る  
品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

## 1. 概要

本説明書は、加工施設の分割認可申請による承継後の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書として、設計及び工事等の活動に係る品質管理の方法等に係る事項を記載する。

- (1) 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織（2項に記載）
- (2) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動（3項に記載）
- (3) 設計及び工事等の活動に係る品質管理の方法等に係る事項（4項に記載）

なお、事業許可に基づく、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成24年原子力規制委員会規則第17号）（以下「事業許可基準規則」という。）」及び、設計及び工事の計画の認可（以下「設工認」という。）に基づく、「加工施設の技術基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第6号）（以下「技術基準規則」という。）」への適合性を確保するために必要となる建物・構築物及び設備・機器（以下「適合性確認対象設備」という。）の施設管理について、「4. 6 適合性確認対象設備の施設管理」に記載する。

## 2. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織

加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を行うため、社長はトップマネジメントとしての責任と権限を有し、以下の措置を講じることで品質マネジメントシステムを確立する。

- ・設計及び工事並びに保守に関する主な業務は生産管理部（設計、工事及び保守担当）が実施する。また、運転に関する主な業務は製造部（運転担当）、輸送・サービス部（核燃料物質等の受入れ・払出し担当）及び安全・品質保証部（放射線管理及び分析担当）が実施する。
- ・社長は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する管理総括者を任命する。設計及び工事並びに運転及び保守の業務に係る保安活動について審議するため、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成される安全衛生委員会を設ける。
- ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき加工施設の保安を監督する核燃料取扱主任者を選任し、その職務を確実に遂行し得るよう適切に配置する。
- ・品質方針を定め、管理総括者に保安品質目標を設定させ、実施させる。
- ・マネジメントレビューにより品質マネジメントシステムの継続的改善を図る。

設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安に関する組織は、図1に示すとともに、核燃料物質の加工の事業に係る保安規定（以下「保安規定」という。）において具体的に明示する。

## 3. 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動

社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシス

テムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。また、社長は、品質保証活動の計画と実施のために、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を定める。また、社長は、品質マネジメントシステムに基づく活動を展開する管理責任者として、管理総括者を任命する。

管理総括者は、社長が定めた保安品質保証計画に基づき、設計及び工事並びに運転及び保守に係る適切な管理方法を定め、文書化する。また、社長が定めた保安品質方針に基づいて、各部長に保安品質目標を策定させ、それに従い保安活動を実施させる。

各部長は、保安品質目標を達成するため保安活動に関する要求事項を明確にし、品質保証活動を実施する。さらに、必要な記録を作成、管理し品質マネジメントシステムの効果的運用を図る。

管理総括者は、内部保安監査を計画し、年1回以上実施する。内部保安監査の詳細手順については、管理総括者が、監査の範囲、監査員の選定基準、監査の計画、実施、結果の報告及び記録の作成の手順等を定め、監査対象部門以外の監査員に内部保安監査を実施させ、その結果を社長へ報告する。

核燃料取扱主任者は、保安を監督する立場から、保安上必要な場合は、社長及び管理総括者に対し意見具申の上、各部課長等への助言、従業員等の指示及びその他保安監督上の活動を行う。

社長は、年1回以上マネジメントレビュー会議を開催し、品質マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効であることを確実にする。品質マネジメントレビュー会議は、保安品質目標、内部保安監査計画・結果、プロセスの実施状況等をインプットとし、アウトプットには、品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善、業務の計画及び実施に係わる改善並びに資源の必要性に関する決定及び処置すべてが含まれる。

なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を実施する。

#### 4. 設計及び工事等の活動に係る品質管理の方法等

設計及び工事等の活動に係る品質管理の方法に係る事項については、2項及び3項に基づき以下のとおり実施する。

##### 4. 1 設計に係る品質管理の方法

設計に係る部門の長（以下「担当課長」とする。）は、事業許可における事業許可基準規則及び設工認における技術基準規則への適合性を確保するための設計を実施する。

###### 4. 1. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

担当課長は、事業許可及び設工認に必要な要求事項を明確にする。

###### 4. 1. 2 条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

担当課長は、各条文の対応に必要な適合性確認対象設備を抽出する。

#### 4. 1. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証

担当課長は、適合性確認対象設備の事業許可基準規則及び技術基準規則への適合性を確保するための設計を実施する。

##### (1) 設計の各段階におけるレビュー

担当課長は、設計の各段階において、レビューを実施するとともに、記録を管理する。

なお、設計の各段階におけるレビューについては、担当課の所属に関わらず、当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

##### (2) 基本設計

設備技術課長は、事業許可基準規則の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、事業許可基準規則の条文毎に各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした基本設計を実施する。

##### (3) 詳細設計

設備技術課長は、技術基準規則の適合性確認対象設備に必要な要求事項に対する設計を漏れなく実施するために、技術基準規則の条文毎に各条文に関連する要求事項を用いて設計項目を明確にした詳細設計を、基本設計の結果を用いて実施する。

##### (4) 設計のアウトプットに対する検証

設備技術課長は、「4. 1. 3 設計及び設計のアウトプットに対する検証」のアウトプットが設計のインプット（「4. 1. 1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」及び「4. 1. 2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」参照）で与えられた要求事項に対する適合性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を実施する。

なお、この検証は原設計者以外の者又はグループに実施させる。

##### (5) 事業許可及び設工認申請書の作成

安全法務課長は、設計からのアウトプットを基に、事業許可及び設工認の申請書を作成する。

##### (6) 事業許可及び設工認申請書の承認

安全法務課長は、事業許可及び設工認申請書を核燃料安全専門部会、品質確認委員会及び安全衛生委員会へ付議し、審議を受けた後に管理総括者の承認を得る。

#### 4. 1. 4 設計における変更

担当課長は、設計対象の追加又は変更が必要となった場合、各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

#### 4. 2 工事に係る品質管理の方法

設備技術課長は、具体的な適合性確認対象設備の設計の実施及びその結果を反映

した適合性確認対象設備を導入するために必要な工事を、「4. 3 事業許可及び設工認における調達管理の方法」の管理を適用して実施する。

#### 4. 2. 1 具体的な設備の設計の実施

設備技術課長は、工事段階において、要求事項に適合するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設備の設計結果を取りまとめる。

#### 4. 2. 2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施

設備技術課長は、要求事項に適合する設備を設置するための工事を実施する。

### 4. 3 事業許可及び設工認における調達管理の方法

調達に係る部門の長（以下「各課長」とする。）は、事業許可及び設工認で行う調達管理を確実にするために、品質管理に関する事項に基づき以下に示す管理を実施する。

#### 4. 3. 1 供給者の認定

安全・品質保証課長は、供給者が当社の要求事項に従って調達物品及び役務（以下「調達物品等」とする。）を供給する技術的な能力を判断の根拠として、供給者の技術的評価を実施して認定する。

#### 4. 3. 2 供給者の選定

各課長は、事業許可及び設工認に必要な調達を行う場合、「4. 3. 1 供給者の技術的評価」において認定された供給者を調達先として選定する。

#### 4. 3. 3 調達物品等の調達管理

各課長は、調達に関する品質保証活動を行うに当たって、原子力安全に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調達管理に基づき業務を実施する。

##### (1) 仕様書の作成

各課長は、業務の内容に応じ、調達物品等の要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。

##### (2) 調達物品等の管理

各課長は、当社が仕様書で要求した調達物品等が確実に納入されるまでの間、調達物品等に応じた必要な管理を実施する。

##### (3) 調達物品等の検証

各課長は、調達物品等が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達物品等の検証を行う。

供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達物品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

#### 4. 4 使用前事業者検査の方法

管理総括者及び安全・品質保証部長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、安全法務課長に使用前事業者検査を計画させ、工事実施部門からの独立性を確保した検査体制のもと、使用前事業者検査を実施させる。

##### 4. 4. 1 使用前事業者検査での確認事項

安全法務課長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、以下の項目について使用前事業者検査を実施する。

- (1) 実設備の仕様の適合性確認
- (2) 品質マネジメントシステムに係る検査

##### 4. 4. 2 使用前事業者検査の計画

安全法務課長は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

##### 4. 4. 3 検査計画の管理

安全法務課長は、使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを管理する。

##### 4. 4. 4 使用前事業者検査の実施

安全法務課長は、使用前事業者検査要領書の作成、検査体制を確立して使用前事業者検査を実施する。

#### 4. 5 設計、調達、工事及び検査等における文書及び記録の管理

設計、調達、工事及び検査等に係る部門の長は、それぞれにおいて作成した文書及び記録について適切に管理する。

#### 4. 6 適合性確認対象設備の施設管理

安全法務課長は、適合性確認対象設備について、技術基準規則への適合性を、使用前事業者検査の結果により確認する。

設備技術課長は、適合性確認対象設備の使用開始後において、施設管理に係る業務プロセスに基づき加工施設の安全上の重要度に応じた点検計画を策定した保全の実施や、定期事業者検査の結果による確認により、適合性を維持する。

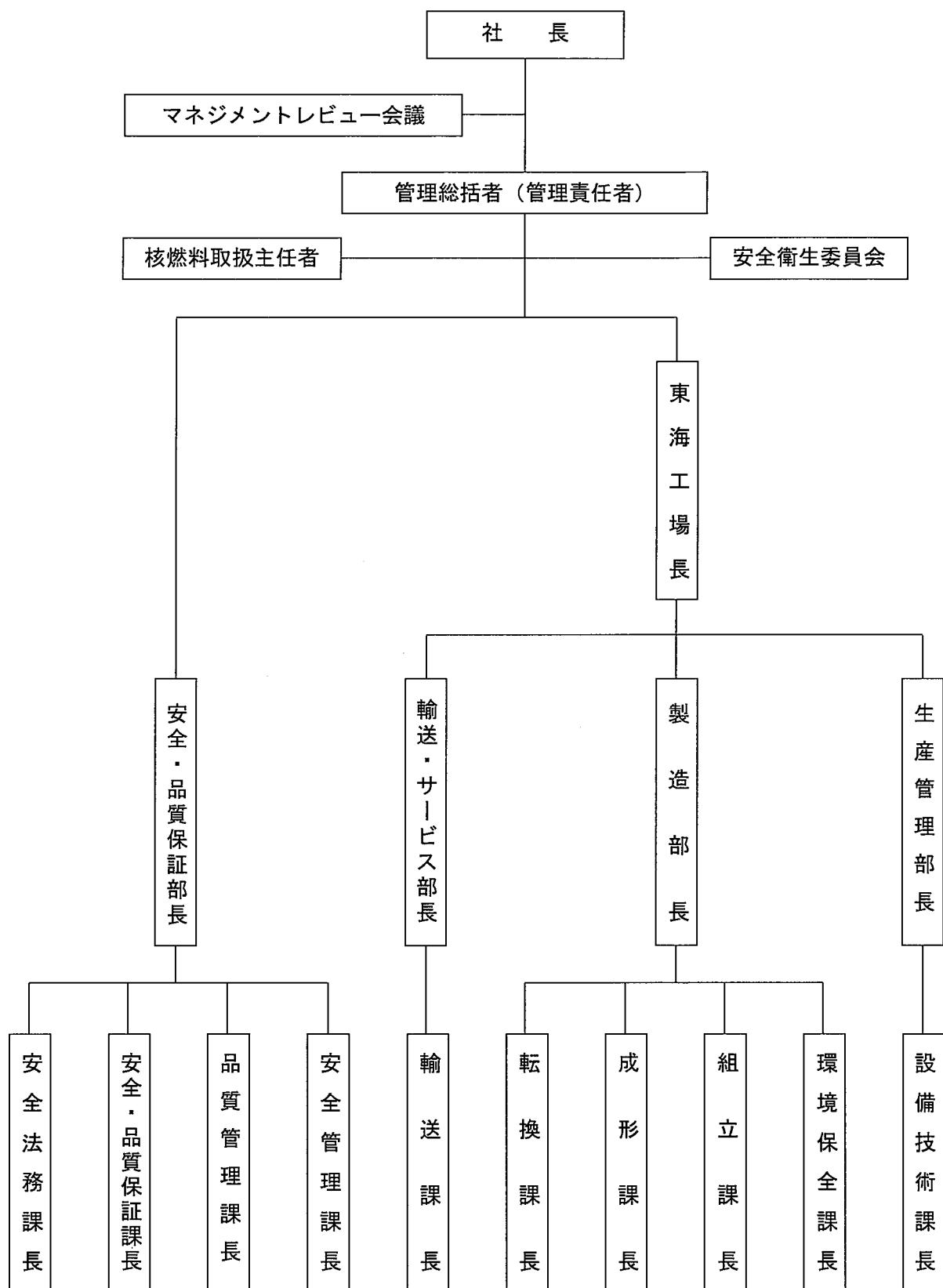


図1 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安に関する組織